

「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案

1 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。）において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、パートナー関係にある性的マイノリティの**生活上の不便等の軽減**など、**当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるとともに、多様な性に関する都民の理解を推進**するため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。
※ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が必ずしも異性のみではない者をいいます。

2 制度の基本的な考え方

① 名称

- 制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

② 根拠

- 人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

③ 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

④ 概要

- 手続の概要は以下のとおりとします。
 - 制度対象である二人が、知事に対して、パートナー関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
 - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
受理証明書は都民サービス等の利用時に活用
- ※ 当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者の希望に応じて「当事者の子」として受理証明書に「子の名前」を補記することができます。
- 手續は、原則オンラインで完結します。
- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

3 対象者の要件（詳細）

○ 本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

①

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者であると宣誓したこと。

以下の全ての条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者（事実婚を含む。）がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係ないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ないこと。
(パートナー同士で養子縁組をしている場合を除く。)

以下のいずれかの条件を満たしていること。

- 双方又はいずれか一方が都内在住であること。
- 双方又はいずれか一方が都内在勤・在学であること。

4 手続の流れ

- 手續は、原則オンラインで実施します。

① 届出

- パートナー関係にある二人が、原則、オンラインで必要書類等を届出

データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

② 証明書発行

- 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書をオンライン発行
※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」の補記も可能

要件確認及び本人確認のため、戸籍抄本、住民票及び運転免許証等の写しを提出いただきます。

受理証明書の内容

交付番号、二人の氏名及び生年月日、届出年月日、交付年月日 等

③ 変更等の届出

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナー関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効となります。

④ 証明書再発行

- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書をオンライン発行

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

5 受理証明書の活用

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。
 - ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。
 - ※ 各事業において受理証明書を保有する方が活用できるようになった場合でも、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります。（例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等）
- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。
- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用を働き掛けます。

6 今後のスケジュール

令和4年2月	令和4年第一回都議会定例会にて、制度素案を報告
令和4年2月14日（月） ～3月31日（木）	パブリックコメント実施
令和4年6月	令和4年第二回都議会定例会にて、人権尊重条例の改正案を提案（予定）
<u>令和4年秋</u>	<u>制度開始（予定）</u>